



第111期 定時株主総会 招集ご通知

● 日時

2019年6月26日（水曜日）午前10時

● 場所

青森市橋本一丁目9番30号
当行本店大会議室（8階）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時まで

目次

第111期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）5名選任の件	6
（添付書類）	
第111期事業報告	11
計算書類	34
連結計算書類	37
監査報告書	39
株主総会会場ご案内略図	

株式会社 **青森銀行**

証券コード：8342

(証券コード 8342)
2019年6月4日

株 主 各 位

青森市橋本一丁目9番30号
株式会社 **青森銀行**
取締役頭取 成田 晋

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）（3頁～4頁）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 青森市橋本一丁目9番30号 当行本店大会議室（8階）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第111期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第111期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

以 上

◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ (<https://www.a-bank.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ (<https://www.a-bank.jp/>) に掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類5頁～10頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

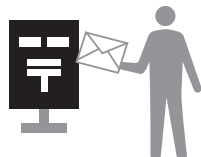


株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



郵送（書面）による議決権行使

行使期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。



インターネット等による議決権行使

行使期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使について

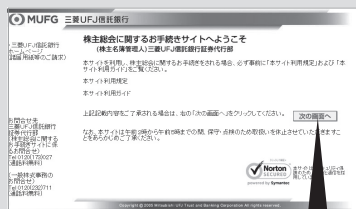
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

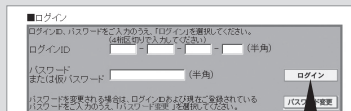
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



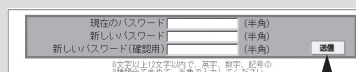
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金額は611,543,460円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金30円を含めまして、1株につき60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任については、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等委員会において適切な手続きを経て指名されており、また本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会の出席状況
①	なり 成 た 田 すすむ 晋	取締役頭取 (代表取締役) 再任	14回/14回 (100%)
②	かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕	取締役専務執行役員 再任	14回/14回 (100%)
③	さ さ き とも ひこ 佐々木 知 彦	常務執行役員 新任	—
④	いし かわ けい た ろう 石 川 啓 太 郎	常務執行役員 新任	—
⑤	あつ み なお たけ 厚 美 尚 武	取締役 再任 社外 独立	11回/11回 (100%)

(注) 取締役候補者 厚美尚武氏は、昨年の定時株主総会（2018年6月26日開催）において新たに取締役に選任されました。よって、同氏の取締役会の出席状況は、同日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
①	なり た すすむ 成 田 晋 (1954年9月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1978年4月 当行へ入行 2008年6月 同執行役員審査部長 2010年6月 同執行役員弘前支店長 2011年4月 同執行役員弘前地区統括 2011年6月 同常務取締役 2014年6月 同専務取締役 2015年4月 同取締役頭取（現任） 監査部担当	5,720株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>営業店、本部いずれの業務についても経験が豊富であり精通しております。2014年6月の代表取締役就任以来、当行の経営を的確に担い、また十分な社会的信用力を有しております。経営管理および業務執行の最高責任者としての役割が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>			
②	かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕 (1957年9月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年4月 当行へ入行 2005年4月 同湊支店長 2007年4月 同総合企画部部長兼広報室長 2008年1月 同個人部長 2009年6月 同総合企画部長 2011年4月 同執行役員営業統括部長 2012年6月 同執行役員審査部長 2013年6月 同取締役弘前地区統括 2015年6月 同常務取締役 2018年6月 同取締役専務執行役員（現任） 総合企画部、東京事務所、市場国際部、人事部担当	3,640株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>本部部長を4部門歴任し、2013年6月取締役就任。直近は本部4部門を統率。経営管理全般を的確、公正に遂行できる知識・経験を有しており、取締役会の意思決定機能および監督機能強化による経営体制の強化が期待できるため取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
③	さ さ き とも ひこ 佐々木 知彦 (1960年4月25日生) 新任	1983年4月 当行へ入行 2004年4月 同松園町支店長 2009年10月 同仙台支店長 2011年6月 同市場国際部長 2012年6月 同八戸支店長 2014年6月 同執行役員総合企画部長 2015年6月 同取締役総合企画部長 2017年6月 同常務取締役地区営業本部長 (青森地区担当) 2018年6月 同常務執行役員青森地区営業 本部長(現任)	1,700株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を3カ店、本部部長を2部門歴任し2015年6月に取締役就任、2018年6月より常務執行役員として青森地区を統括。バランスのとれた経営者としての資質を備えており、取締役として迅速かつ機動的な意思決定が期待でき、取締役候補者といいたしました。			
④	いし かわ けい た ろ う 石川 啓太郎 (1961年4月26日生) 新任	1984年4月 当行へ入行 2005年6月 同大湊支店長 2008年6月 同湊支店長 2009年11月 同湊支店長兼本町支店長 2010年4月 同人事部長 2011年4月 同総合企画部長 2013年6月 同本店営業部長 2014年6月 同執行役員本店営業部長 2015年6月 同執行役員営業統括部長 2016年6月 同取締役地区営業本部長(弘 前地区担当) 2018年6月 同常務執行役員弘前地区営業 本部長(現任)	2,060株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を3カ店、本部部長を3部門歴任し2016年6月に取締役就任、2018年6月より常務執行役員として弘前地区を統括。経験分野が幅広く、当行の事業発展および経営体制強化に十分貢献できると判断したことから取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
⑤	あつ み なお たけ 厚 美 尚 武 (1945年6月6日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1968年4月 日本アルミニウム工業株式 社へ入社 1984年11月 住友ビジネスコンサルティ ング株式会社へ入社 1989年4月 同社大阪コンサルタント第3 部部长、主席コンサルタント 1995年4月 株式会社日本総合研究所研究 事業本部マーケティング戦略 部部长、主席研究員 2005年7月 同社総合研究部門パートナー、 主席研究員 2013年4月 アンズコンサルティング代表 (現任) 2018年6月 当行取締役 (現任)	300株
<p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <p>経営コンサルタントとして事業戦略、マーケティング戦略等の領域で高い専門性を有しております。その知識と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化が期待できることから社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>また、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

- 注 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 厚美尚武氏は、社外取締役候補者であります。
3. 厚美尚武氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について
 厚美尚武氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
 責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当行は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当行の主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当行の主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当行より、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 上記1. から5. に過去3年以内に該当していないこと。
7. 上記1. から6. に該当する者の近親者ではないこと。

※1 「当行を主要な取引先とする者」：当行との取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。

※2 「当行の主要な取引先である者」：当該取引先との取引による収益が当行の直近事業年度の連結粗利益の2%以上である先をいう。

※3 「多額」：過去3年平均で年間10百万円を超える金額とする。

※4 「主要株主」：直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。

※5 「近親者」：二親等以内の親族とする。

添付書類

第111期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行グループは当行および子会社5社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、子会社5社はすべて連結対象としております。

イ. 銀行業務部門

当行は本店のほか支店88か店、出張所8か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託・登録業務および付帯業務を行っており、グループの中心的部門と位置づけております。また、子会社2社においては、不動産管理・賃貸業務、事務代行業務等を行っており、主に銀行業務の周辺業務を担っております。

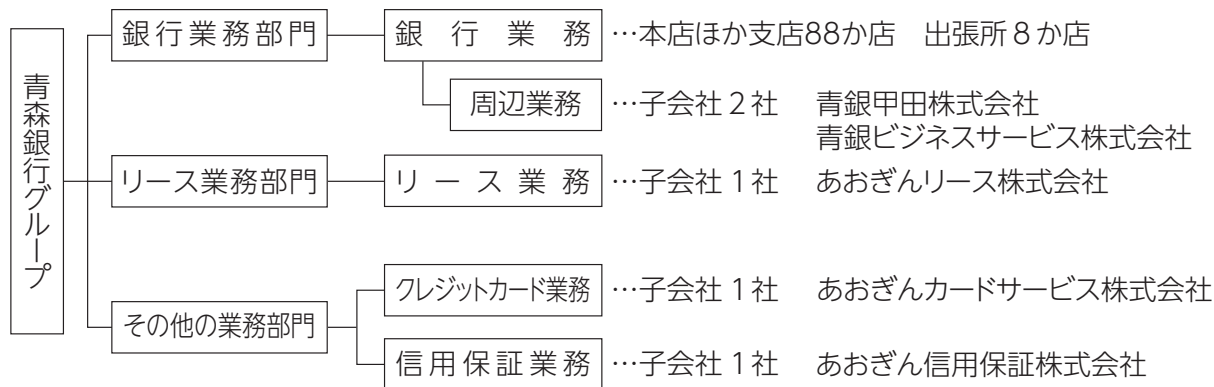
ロ. リース業務部門

子会社1社においては、リース業務等を行っております。

ハ. その他の業務部門

子会社2社においては、クレジットカード業務、住宅ローンの保証業務等を行っております。

当行グループの事業系統図



(金融経済環境)

2018年度の国内経済は、各地で相次いだ地震や豪雨等の自然災害が景気に影響を及ぼしたものの、堅調な企業業績や雇用・所得状況を背景に、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米中を中心とする通商問題の緊張の高まりや、英国のEU離脱問題をはじめとする欧州の政治的混乱を受け、海外経済の減速感が強まりつつあり、国内経済への影響が懸念されております。

この間の青森県経済は、緩やかな回復が続いてまいりましたが、海外の経済減速の影響を受け、足元では製造業を中心に慎重な見方が広がりつつあります。需要項目別にみますと、個人消費は一部に弱めの動きがみられるものの、コンビニエンスストアやドラッグストア等の新規出店に加え、品揃え強化等を背景に、食料品や化粧品等が好調に推移するなど回復基調を維持しております。一方、住宅投資および公共投資は、横ばい圏内の動きとなりました。生産面は、医療機器などを中心に業務用機械が高水準で推移したものの、海外需要の弱含みを受け、足元では増加ペースの鈍化が続いております。

一方、長期間にわたって低迷してきた青森県内の地価に反転の兆しがみえ始めているほか、2018年の本県への訪日宿泊者数が過去最多記録を更新するなど、県経済に一定の下支え効果をもたらしました。また、本年7月には台湾との定期便が就航し、一層の拡大が見込まれるインバウンド需要等を背景に、先行きについても総じて緩やかな回復が続く見通しとなっております。

(事業の経過および成果)

このような金融経済環境の中で、株主の皆さまをはじめ、お取引先各位のご支援のもと、役員が一体となって経営基盤の拡充・強化に努めてまいりました結果、当行グループの当年度事業成績につきましては、連結経常収益429億84百万円、連結経常利益49億59百万円、親会社株主に帰属する当期純利益32億18百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 銀行業務部門

2018年度は、第15次中期経営計画「あおぎん Leading プラン」(2016年4月～2019年3月)の最終年度として、目指す姿である「県内No. 1の信認と圧倒的な存在感を有し、地域活性化をリードする銀行」の実現に向け、資金供給機能・地域金融サービス・地域活性化をリードする取組みを推し進めてまいりました。

営業活動としては、「現場営業力の強化」を実践し、地域およびお客さまへスピード・情報力・先見性の価値を提供するとともに、地域経済の持続的成長への貢献を果たすべく、地域経済活性化への取組みを強化してまいりました。主な取組みは次のとおりであります。

○法人・事業主のお客さまへの取組み

当行が保有する情報やノウハウを最大限に活用するとともに、お客さまの事業内容を深く理解し、お客さま本位の考え方に基づいた総合的な支援を行うため、法人営業に係る本部体制を再構築しました。また、地区内における意思決定を迅速化し、より地域に密着した営業を行い、お客さまをトータルで支援するため、地区営業本部の機能拡充を図りました。

加えて、資金供給および地域活性化の一環として取扱っていた「C S R 私募債（寄贈オプション付私募債）」をリニューアルし、持続可能な社会の実現に貢献する「あおぎん S D G s 私募債『未来の創造』」の取扱いを開始しました。このほか、専門人材の養成にも力を入れており、アグリビジネス分野では J G A P 指導員資格の資格取得者を増員するなど、積極的な資金供給や地域産業の育成支援に向けた取組みを実践してまいりました。

○個人のお客さまへの取組み

多様化する相続関連ニーズに対応するため、「<あおぎん>遺言代用型信託」や「<あおぎん>暦年贈与型信託」の取扱いを開始しました。また、各種資金決済業者との即時口座振替サービスの連携を開始しており、普通預金口座から直接電子マネーへのチャージを行うことや、スマホ決済サービスの代金を即時に口座から引き落とすことを可能としました。このほか、個人向けインターネットバンキングサービス「つないでネ！ット」では生体認証ログイン機能を導入するなど、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。

○地域活性化への取組み

当行が取扱う地方創生ファンドの対象先を拡大するとともに、新たな地域貢献ファンドを設立し、幅広い事業を対象とした支援体制を整えてまいりました。また、各地方公共団体と連携し、住民が安心・安全に暮らせるような移住定住促進等支援や高齢者等の見守り事業等に参画しました。このほか、観光振興に係る関係団体との業務連携協定を締結するなど、地域経済活性化に貢献してまいりました。

○サービス最適化に向けた取組み

お客さまの利便性を追求するため、A T M やインターネットバンキングによる他行宛振込の即時入金時間を原則24時間365日に拡大しました。また、店舗空白地域での金融サービスの提供や災害発生時の緊急対応にも活用可能な移動店舗車「aomo-bile（あおも〜びる）」を導入したほか、磁気不良の発生しにくい高抗磁力通帳を導入するなど、商品・サービスの一層の充実に努めてまいりました。

○創業140周年記念事業

当行は、設立母体の一つである第五十九国立銀行の創設から数え、2019年1月20日をもって創業140周年を迎えました。これを記念して「創業140周年記念事業」を実施しており、公式SNSアカウントを開設し積極的な情報発信を行っているほか、地域高校生を対象とした金融教育（出前授業）を実施するなど、地域・お客さまへの感謝の意を表す事業を展開してまいりました。

このように、2018年度は第15次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを深掘りした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取組みの強化に努めてまいりました結果、当行の業績は次のようになりました。

譲渡性預金を含めた総預金につきましては、個人預金および法人預金が引き続き堅調に推移したことから、期末残高は期中614億円増加して、2兆6,150億円となりました。

貸出金につきましては、県内の法人向け貸出および個人向け貸出が増加したことにより、期末残高は期中178億円増加して、1兆7,624億円となりました。

有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、国内債券を中心に期中230億円増加し、期末残高は8,209億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は有価証券利息配当金の減少等により、前期比14億91百万円減収の337億22百万円となりました。また経常費用は、有価証券関係損失の減少等により、前期比5億55百万円減少の289億71百万円となりました。この結果、経常利益は前期比9億35百万円減益の47億51百万円となり、当期純利益についても前期比9億57百万円減益の32億66百万円となりました。

ロ. リース業務部門

リース業務の経常収益は、44百万円増収の50億76百万円となりました。一方、セグメント利益は、前期比61百万円減益の4億5百万円となりました。

ハ. その他の業務部門

その他の業務の経常収益は、前期比1億19百万円減収の54億30百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比1億85百万円減益の2億72百万円となりました。

(対処すべき課題)

人口減少・少子高齢化といった社会構造問題やデジタル化の急速な進展、金融緩和政策の長期化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

一方、当行の主な営業地域であります青森県においては、訪日外国人等の観光需要が好調に推移しており、引き続き経済波及効果等が期待されております。また、有効求人倍率は高水準を維持しており、長期低迷基調にあった地価も反転の兆しを見せるなど、県内経済は緩やかながらも回復に向かっております。

このような環境の中、当行が持続的な成長を果たしていくためには、地域に根差し、お客さまに信頼され、選ばれる銀行であり続けるとともに、地域・お客さまの課題解決と当行の収益を持続的に両立させていくことが必要であると認識しております。

こうした考え方を踏まえ、計画期間を3年とした第16次中期経営計画「Change the Future」を策定し、2019年度からの取組みをスタートしております。本計画では、地域・お客さま、銀行、職員の明るく幸せな未来を目指すために「変える（CHANGE）」をコンセプトに、真に「共通価値の創造」を実現するビジネスモデルへの変革を目指してまいります。

地域・お客さまの真の課題を的確に把握し、その解決に資するために、当行グループの総力を結集し、従来の銀行の枠を超えたコンサルティング・バンクへと変革することで、地域経済の発展への貢献と継続的な経営基盤の確保を両立させてまいります。

当行グループは、これからも株主の皆さまに対し、より積極的な情報開示および経営の透明性向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	49,532 ^{百万円}	47,984 ^{百万円}	44,580 ^{百万円}	42,984 ^{百万円}
経常利益	9,644 ^{百万円}	7,431 ^{百万円}	6,080 ^{百万円}	4,959 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,779 ^{百万円}	4,959 ^{百万円}	4,292 ^{百万円}	3,218 ^{百万円}
包括利益	3,981 ^{百万円}	△106 ^{百万円}	3,859 ^{百万円}	1,124 ^{百万円}
純資産額	1,191	1,180	1,207	1,201
総資産	27,250	29,055	29,107	30,433

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	22,868	23,180	23,895	24,336
定期性預金	9,732	9,441	9,140	8,784
その他	13,135	13,739	14,755	15,552
貸 出 金	16,595	16,995	17,445	17,624
個人向け	3,148	3,437	3,769	4,125
中小企業向け	4,659	4,877	5,239	5,326
その他	8,787	8,680	8,436	8,171
商品有価証券	0	2	2	—
有 価 証 券	8,737	8,552	7,979	8,209
国 債	3,382	3,349	3,148	2,754
その他	5,355	5,202	4,830	5,454
総 資 産	27,117	28,924	28,991	30,315
内国為替取扱高	158,825	157,674	158,766	155,888
外国為替取扱高	百万ドル 230	百万ドル 246	百万ドル 250	百万ドル 378
経 常 利 益	百万円 8,874	百万円 6,778	百万円 5,686	百万円 4,751
当 期 純 利 益	百万円 5,247	百万円 4,612	百万円 4,223	百万円 3,266
1株当たり当期純利益	円 銭 25 81	円 銭 226 88	円 銭 207 27	円 銭 160 89

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 2017年10月1日付で10株を1株に株式併合いたしました。これに伴い2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団における使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務
使用人数	1,313人	37人	17人	28人	1,326人	43人	16人	27人

注 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	1,313人	1,326人
平均年齢	40年11月	41年2月
平均勤続年数	18年05月	18年10月
平均給与月額	379千円	385千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
青 森 県	店 89 (うち出張所 8)	店 92 (うち出張所 11)
秋 田 県	2 (—)	2 (—)
北 海 道	3 (—)	3 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
宮 城 県	1 (—)	1 (—)
岩 手 県	1 (—)	1 (—)
合 計	97 (8)	100 (11)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を169か所（前年度末183か所）設置しております。
 また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を65か所（前年度末72か所）設置しております。

- ② 当年度新設営業所
 当年度新設営業所は該当ありません。
 なお、以下の店舗について統廃合を行っております。

(廃止店舗)	(統合店舗)	(統合日)
広田出張所	五所川原支店	2018年5月14日
是川出張所	類家支店	2018年7月23日
幸畑出張所	観光通支店	2018年9月10日

また、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- 店舗外現金自動設備（2か所）
- ・コープあおもり西弘店（弘前市）
 - ・マックスバリュ平内店（東津軽郡平内町）

□. 銀行周辺業務、リース業務およびその他の業務

	当 年 度 末	前 年 度 末
銀行周辺業務	青森県 3 店	青森県 3 店
青銀甲田株式会社	青森県 1	青森県 1
青銀ビジネスサービス株式会社	青森県 2	青森県 2
リース業務	青森県 5 店	青森県 5 店
あおぎんリース株式会社	青森県 5	青森県 5
その他の業務	青森県 2 店	青森県 2 店
あおぎんカードサービス株式会社	青森県 1	青森県 1
あおぎん信用保証株式会社	青森県 1	青森県 1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	2,602
リース業務	6
その他の業務	3
合計	2,613

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	店舗新設・改修等	592
	事務機器・現金自動設備等	1,154
	ソフトウェア	639
合計		2,386

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有していません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
青銀甲田株式会社	青森市古川一丁目16番16号	不動産賃貸業務	1963年3月1日	百万円10	100.00%	—
青銀ビジネスサービス株式会社	青森市橋本一丁目5番18号	銀行事務代行業務	1988年4月1日	20	100.00	—
あおぎんカードサービス株式会社	青森市古川一丁目16番16号	クレジットカード業務	1985年7月23日	56	59.52	—
あおぎんリース株式会社	青森市古川一丁目16番16号	各種機械器具の賃貸	1985年10月5日	60	65.00	—
あおぎん信用保証株式会社	青森市古川一丁目16番16号	住宅ローンの信用保証業務	1980年1月25日	30	100.00	—

注 1. 上記の5社はすべて連結対象としております。

2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当期の連結経常収益は42,984百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,218百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行および株式会社イオン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社および富士通フロンテック株式会社との提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 株式会社ビューカードとの提携により、JR東日本の駅構内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

8. 青森県信用組合との提携により、現金自動設備の相互利用による無料現金自動預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
浜 谷 哲	取 締 役 会 長 (代表取締役)		
成 田 晋	取 締 役 頭 取 (代表取締役) 監査部担当		
川 村 明 裕	取 締 役 専 務 員 執 行 役 員	総合企画部、東京事 務所、市場国際部、 人事部担当	
竹 内 均	取 締 役 専 務 員 執 行 役 員	営業統括部、企業サ ポート部、地域振興 部、システム部担当	
厚 美 尚 武	取 締 役 (社外取締役)	アンズコンサルティング 代表	
小笠原 勝 博	取 締 役 監 査 等 委 員		
石 田 憲 久	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	学校法人青森田中学園 理事長 株式会社青森新生活互助会 代表取締役会長	
櫛 引 利 貞	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	カネショウ株式会社 代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組 合理事長	
石 田 深 恵	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	弁護士	

- 注 1. 取締役厚美尚武氏、取締役監査等委員石田憲久氏、櫛引利貞氏および石田深恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役監査等委員小笠原勝博氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

(氏名)	(退任時の地位および担当)	(退任年月日)
建部 礼 仁	専務取締役	2018年6月26日
出町 文 孝	専務取締役	2018年6月26日
佐々木 知 彦	常務取締役 (地区営業本部長)	2018年6月26日
石川 啓太郎	取締役 (地区営業本部長)	2018年6月26日
石橋 理	取締役 (地区営業本部長)	2018年6月26日
杉山 大 幹	取締役監査等委員	2018年6月26日
大矢 卓	取締役監査等委員	2018年6月26日

(参考) 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員 (取締役を兼務する執行役員を除く) の氏名、地位および担当は以下のとおりであります。

氏名	地位および担当
佐々木 知 彦	常務執行役員 (青森地区営業本部長)
石川 啓太郎	常務執行役員 (弘前地区営業本部長)
石橋 理	常務執行役員 (八戸地区営業本部長)
田村 強	常務執行役員 リスク統括部、審査部、事務統括部、総務部担当
鹿内 勲	執行役員 (企業サポート部長)
森 庸	執行役員 (本店営業部長)
中川 晃	執行役員 (東京支店長)
工藤 貴博	執行役員 (地域振興部長)
谷津 大輔	執行役員 (八戸支店長)

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	10名	151 (37)
取締役 (監査等委員)	6名	29
合 計	16名	181 (37)

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）5名および監査等委員である取締役2名を含んでおります。
3. 株主総会決議により定められた報酬等の限度額は以下のとおりであります。
2016年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、取締役（監査等委員を除く）については年額216百万円、監査等委員である取締役については年額55百万円であります。また、上記取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額とは別に、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションを廃止し、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。上記の報酬等の額には、本制度に基づき当事業年度に付与されたポイントに係る費用計上額が含まれております。
なお、当行は2018年9月3日付で、過去に割り当てを受けた未行使の株式報酬型ストックオプションを保有するものを対象として、本制度への移行を行い、当該ストックオプションの目的となる株式の数に相当するポイントを当該ストックオプションからの移行分として付与しております。当該移行分のポイントは移行前のストックオプションと同じく退任後に初めて当行株式等の交付が行われるものであり、また、移行前のストックオプションの報酬額の開示が行われているため、上記の報酬等の額には含まれておりません。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分報酬等を次のとおり支給しております。
取締役 2名 9百万円
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与16百万円、株式報酬型ストックオプション報酬額6百万円、業績連動型株式報酬額13百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。
6. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、監査等委員会において検討した結果、妥当であるとの判断が示されております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、取締役である厚美尚武氏、石田憲久氏、櫛引利貞氏および石田深恵氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
厚 美 尚 武	アンズコンサルティング代表
石 田 憲 久	学校法人青森田中学園理事長 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長
櫛 引 利 貞	カネショウ株式会社代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組合理事長
石 田 深 恵	弁護士

注 石田憲久氏および櫛引利貞氏が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への出席状況	取締役会および監査等委員会 における発言その他の活動状況
厚美尚武	0年10月	2018年6月の就任以降開催された取締役会のすべてに出席しております。	主に、経営コンサルタントとしての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
石田憲久	3年10月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、当期開催の監査等委員会15回のうち14回に出席しております。	主に、私学経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
櫛引利貞	2年10月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、当期開催の監査等委員会のすべてに出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
石田深恵	0年10月	2018年6月の就任以降開催された取締役会および監査等委員会のすべてに出席しております。	主に、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	18	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記人数には、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) の内容に対する社外役員の意見はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

注 2018年6月26日開催の第110期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しており、2018年9月3日付で、過去に割り当てを受けた未行使の株式報酬型ストックオプションを保有するものを対象に、本制度への移行が行われております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 田中宏和 指定有限責任社員 岩崎裕男	61	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. EY新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
4. 当行、当行の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は68百万円であります。
5. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

イ. 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行行動憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
- ② 法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下にコンプライアンス委員会を置く。
- ③ 経営会議においては、法令等遵守の全行横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役に報告する。
- ④ 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各部店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
- ⑤ 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査等委員会に報告する。
- ⑥ 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。
- ⑦ 内部監査部署である監査部は、各部店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は、当行の業務執行に係るリスクを、以下に記載のA. からD. に分類し管理する。
A. 信用リスク B. 市場リスク C. 流動性リスク D. オペレーショナル・リスク
- ② 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。また、各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- ③ 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
- ② 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- ③ 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
- ② 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
- ③ グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査等委員会に報告する。
- ④ 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

へ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査等委員会の監査を確保する。
- ② 監査等委員会補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

ト. 役職員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
- ② 当行およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等が、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当行グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会2回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置している経営会議（63回）等を開催しました。

ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を経営会議（4回）および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

ハ. リスク管理体制

各種リスク管理の状況について信用リスク管理委員会、ALM・収益管理委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会にてモニタリングし、リスク管理態勢の状況について取締役会に報告（4回）しました。

ニ. 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について経営会議（4回）に報告しました。また、グループ会社代表者連絡会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役、監査部、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第111期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 預 金	381,633	預 当 座 預 金	2,433,689
現 預 け	35,871	当 座 預 金	85,140
預 入 金	345,762	普 通 預 金	1,373,078
買 入 金 債	2,555	貯 蓄 預 金	36,099
有 価 証 券	820,912	通 知 預 金	7,898
国 債	275,473	定 期 預 金	878,430
地 方 債	245,769	そ の 他 の 預 金	53,042
社 債	104,157	譲 渡 性 預 金	181,366
株 式	24,854	コ ー プ ル マ ネ ー	13,793
そ の 他 の 証 券	170,657	債 券 借 取 入 担 保	1,629
貸 出	1,762,405	借 借 用	259,370
割 引 手 形 付	2,819	外 国 為 替	259,370
手 引 形 手 貸 付	39,351	未 渡 外 国 為 替	59
証 書 貸 付	1,576,888	そ の 他 の 負 債	0
当 座 貸 付	143,345	未 払 法 人 費 税	59
外 国 為 替	1,359	未 前 融 派 生 商 品	7,128
外 国 他 店 預 け	1,359	そ の 他 の 負 債	179
そ の 他 の 資 産	27,500	未 前 融 派 生 商 品	412
未 収 取 入 担 保	2,768	そ の 他 の 負 債	619
融 商 品 等 差 入	2,497	賞 与 引 当 金	2,702
そ の 他 の 資 産	22,235	株 式 給 付 引 当 金	1,123
有 形 固 定 資 産	20,529	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,091
建 物	6,445	繰 上 償 還 引 当 金	582
土 地	10,483	繰 上 償 還 引 当 金	176
一 般 資 産	985	繰 上 償 還 引 当 金	528
建 設 仮 勘 定 資 産	100	繰 上 償 還 引 当 金	3,234
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,514	繰 上 償 還 引 当 金	1,557
無 形 固 定 資 産	1,859	支 払 承 諾 債 務	16,154
ソ フ ト ウ ェ ア	1,697	負 債 の 部 合 計	2,919,270
リ ー ス 資 産	76		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	85	(純 資 産 の 部)	
前 払 年 金 費 用	3,100	資 本 本 剰 余 金	19,562
支 払 承 諾 引 当 金	16,154	資 本 本 剰 余 金	12,916
貸 倒 引 当 金	△6,466	資 本 準 備 金	12,916
投 資 損 失 引 当 金	△7	利 益 剰 余 金	63,972
		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	6,646
		別 途 積 立 金	57,326
		繰 上 償 還 引 当 金	52,000
		繰 上 償 還 引 当 金	5,326
		自 己 株 式	△875
		株 主 資 本 合 計	95,576
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,213
		繰 上 償 還 引 当 金	△1,881
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,356
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	16,689
		純 資 産 の 部 合 計	112,266
資 産 の 部 合 計	3,031,536	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,031,536

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

第111期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	25,295	33,722
資金運用収益	17,456	
貸出証券の利息	7,813	
有価証券の利息	1	
預金	14	
その他の受取利息	8	
役務受取の利益	6,310	
引当金の替手数料	1,360	
その他の業務収益	4,949	
その他の業務収益	503	
外国債等債権の替売	63	
外国債等債権の売却	420	
その他の経常収益	20	
その他の経常収益	1,613	
貸倒引当金の戻入	484	
株式の売却	3	
その他の経常収益	797	
経常費用	328	
経常費用	877	28,971
資金調達費用	577	
預金	38	
渡り借入の利息	7	
債券の利息	2	
その他の利息	251	
役務支取の費用	0	
引当金の替手数料	305	
その他の業務費用	2,825	
その他の業務費用	927	
商品有価証券の売却	0	
外国債等債権の売却	718	
外国債等債権の償却	202	
その他の業務費用	7	
営所の経常費用	23,459	
株式の売却	575	
株式の償却	317	
その他の経常費用	0	
経常利益	258	
経常利益	4,751	4,751

(単位：百万円)

科 目	金 額
特別利益	141
固定資産処分益	18
新株予約権収入	122
特別損失	508
固定資産処分損失	261
減価償却引当金繰入	98
株式給付引当金繰入	149
税引前当期純利益	4,384
法人税、住民税及び事業税	556
法人税等調整額	561
法人税等調整額合計	1,117
当期純利益	3,266

招集ニ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第111期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	381,730	預 金	2,429,851
買入金銭債権	2,555	譲渡性預金	174,466
有価証券	818,744	コールマネー及び売渡手形	13,793
貸出金	1,749,075	債券貸借取引受入担保金	1,629
外国為替	1,359	借入金	267,334
リース債権及びリース投資資産	14,647	外国為替	59
その他資産	40,773	その他負債	13,752
有形固定資産	21,242	賞与引当金	611
建物	6,662	役員賞与引当金	14
土地	10,706	退職給付に係る負債	186
建設仮勘定	123	役員退職慰労引当金	14
その他の有形固定資産	3,751	株式給付引当金	176
無形固定資産	1,883	睡眠預金払戻損失引当金	528
ソフトウェア	1,791	繰延税金負債	3,135
その他の無形固定資産	92	再評価に係る繰延税金負債	1,557
退職給付に係る資産	2,835	支払承諾	16,154
繰延税金資産	462	負債の部合計	2,923,266
支払承諾見返	16,154		
貸倒引当金	△8,065	(純資産の部)	
投資損失引当金	△7	資本金	19,562
		資本剰余金	12,916
		利益剰余金	72,038
		自己株式	△875
		株主資本合計	103,641
		その他有価証券評価差額金	16,242
		繰延ヘッジ損益	△1,881
		土地再評価差額金	2,356
		退職給付に係る調整累計額	△234
		その他の包括利益累計額合計	16,483
		純資産の部合計	120,125
資産の部合計	3,043,392	負債及び純資産の部合計	3,043,392

第111期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		42,984
資金運用収益	24,777	
貸出金利息	17,414	
有価証券利息配当金	7,338	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	14	
その他の受入利息	8	
役務取引等収益	6,267	
その他の業務収益	503	
その他の経常収益	11,435	
貸倒引当金戻入益	229	
償却債権取立益	4	
その他の経常収益	11,200	
経常費用		38,025
資金調達費用	909	
預金利息	576	
譲渡性預金利息	38	
コールマネー利息及び売渡手形利息	7	
債券貸借取引支払利息	2	
借入金利息	31	
その他の支払利息	252	
役務取引等費用	2,685	
その他の業務費用	927	
営業経費用	22,792	
その他の経常費用	10,709	
その他の経常費用	10,709	
経常特別利益		4,959
固定資産処分益	18	141
新株予約権戻入益	122	
特別損失		508
固定資産処分損失	261	
減損	98	
株式給付引当金繰入額	149	
税金等調整前当期純利益		4,592
法人税、住民税及び事業税	845	
法人税等調整額	528	
法人税等合計		1,373
当期純利益		3,218
親会社株主に帰属する当期純利益		3,218

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青森銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青森銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- イ. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社 青森銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 小笠原 勝 博 ㊟

監査等委員 石 田 憲 久 ㊟

監査等委員 櫛 引 利 貞 ㊟

監査等委員 石 田 深 恵 ㊟

(注) 監査等委員 石田憲久、櫛引利貞及び石田深恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

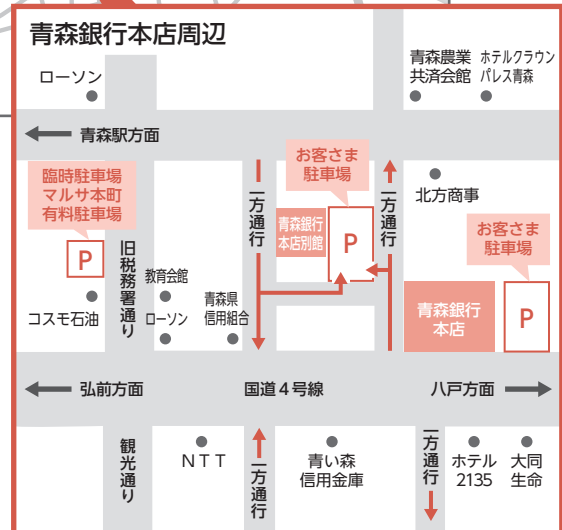
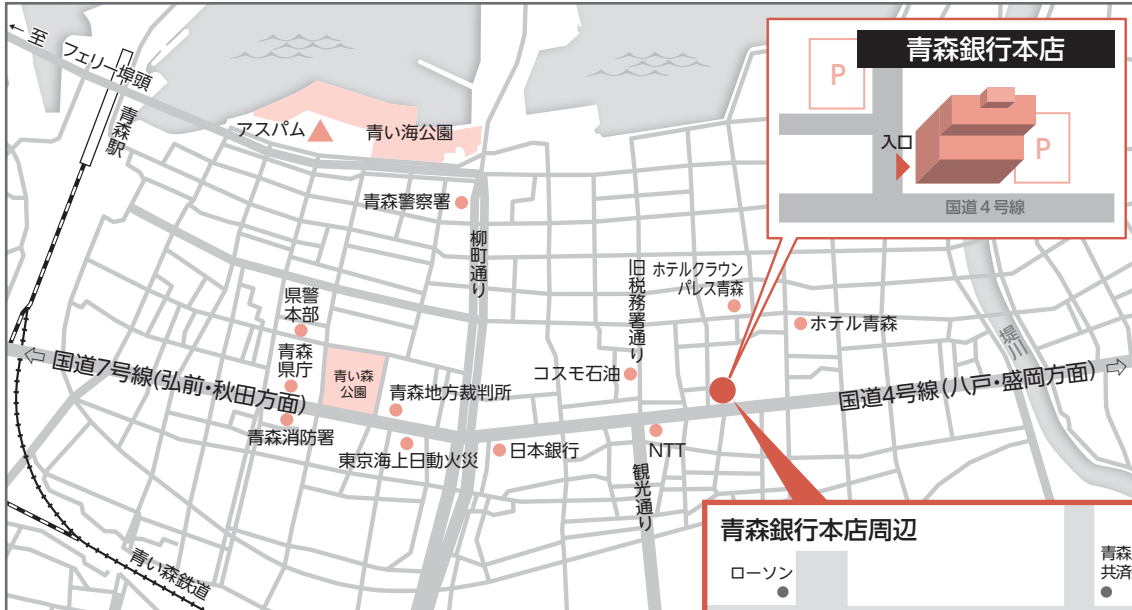
以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

青森市橋本一丁目9番30号

青森銀行本店大会議室（8階） ☎ (017) 777-1111（代表）



- 株主総会にお車でお越しの場合は、本店西側および本店東側の「お客さま駐車場」または臨時駐車場「マルサ本町有料駐車場」をご利用ください。
 なお、マルサ本町有料駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にお申し出ください。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。